



島根県報

平成18年 3月14日 (火)
号外 第 9 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の一部改正

(障害者福祉課)

告 示

島根県告示第228号

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱(平成11年島根県告示第591号)の一部を次のように改正する。

平成18年 3月14日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「障害者福祉施設」の次に「又は障害児福祉施設」を加え、「障害者の」を「障害者及び障害児の」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 身体障害者福祉、知的障害者福祉又は障害児福祉に係る施設

交付対象事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	創設等補助率	その他補助率
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設及び市町村障害者生活支援事業の実施について(平成8年5月10日付け社援更第133号厚生省社会・援護局長通知)に基づく市町村障害者生活支援センターの施設整備	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム	市町村 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)	4分の1	4分の1
	身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者デイサービスセンター 市町村障害者生活支援センター	市町村 社会福祉法人		4分の3
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条に規定する知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場の設置及び運営について(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号厚生事務次官	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設	市町村 社会福祉法人	4分の1	4分の1
	知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム	市町村 社会福祉法人		4分の3

通知)に基づく知的障害者福祉工場の施設整備	知的障害者サービスセンター			
	知的障害者福祉工場	社会福祉法人		
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設及び重症心身障害児(者)通園事業の実施について(平成8年5月10日付け児発第496号厚生省児童家庭局長通知)に基づく重症心身障害児(者)通園事業施設の施設整備	知的障害児施設	市町村	4分の1	4分の1
	知的障害児通園施設	社会福祉法人日本赤十字社公益法人(民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人をいう。以下同じ。)		4分の3
	盲ろうあ児施設			
	肢体不自由児施設			
重症心身障害児施設	社会福祉法人			
	重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)			

第3条第1項第2号の表中「3/4」を「4分の3」に改め、同条第2項中「環境改善」を「環境改善整備」に改める。

第4条第2項第1号アを次のように改める。

ア 社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。)第2の7の(1)のアのイにより選定された額と第2の7の(1)のアのイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額に、前条第1項第1号の表の創設等補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

第4条第2項第1号イ中「寄附金収入」を「寄附金収入額」に改め、「に定める」の次に「地域交流スペースの整備に係る」を加え、同項第2号アを次のように改める。

ア 国要綱第2の7の(1)のイのイにより選定された額と国要綱第2の7の(1)のイのイにより算出した額(アスベスト除去等及び耐震化整備等に係る場合は、平成17年度社会福祉施設等施設整備費(アスベスト除去等及び耐震化整備等)国庫負担(補助)金交付要綱(平成18年2月13日付け厚生労働省発社援第0213001号厚生労働事務次官通知。以下「国アスベスト要綱」という。)第2の7の(1)のイのイにより選定された額と国アスベスト要綱第2の7の(1)のイのイにより算出した額)とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

第4条第2項第2号イ中「寄附金収入」を「寄附金収入額」に、「に定める」を「(アスベスト除去等及び耐震化整備等に係る場合は、国アスベスト要綱)に定める地域交流スペースの整備に係る」に改め、同条第3項中「第2の8の(2)のイ」を「第2の7の(2)のイ(アスベスト除去等及び耐震化整備等に係る場合は、国アスベスト要綱第2の7の(2)のイ)」に、「第5欄」を「その他補助率の欄」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前条第1項第2号の施設に係る事業については、次の各号に定めるところにより算出された額の合計額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、各号ごとにこれを切り捨てるものとする。

(1) 施設整備事業

ア 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱(昭和62年7月30日付け厚生省発健医第179号厚生事務次官通知。以下「国精神要綱」という。)第2表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額(医療法人、社会福祉法人及び公益法人の場合は寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に、前条第1項第2号の表の補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。

イ 地域交流スペースの整備を行うときは、アの規定にかかわらず、対象経費の実支出額(寄附金その他の収入額(医療法人、社会福祉法人及び公益法人の場合は寄附金収入額を除く。))を控除した額)のうち地域交流スペースの整備に係る額と、国精神要綱に定める地域交流スペースの整備に係る補助基準額とを比較して少ない方の額に、アで算定した額を加えたものを交付額とする。

